

列コード	行コード	部門名称
2111-01		石油製品
	2111-011	ガソリン
	2111-012	ジェット燃料油
	2111-013	灯油
	2111-014	軽油
	2111-015	A重油
	2111-016	B重油・C重油
	2111-017	ナフサ
	2111-018	液化石油ガス
	2111-019	その他の石油製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 181「石油精製業」、182「潤滑油・グリース製造業(石油精製業によらないもの)」及び細分類 1899「他に分類されない石油製品・石炭製品製造業」の生産活動を範囲とする。

なお、他部門で発生するプラスチック屑の一部は、「2111-017 ナフサ」を競合部門とする。

また、「2031-01 石油化学基礎製品」で副産物として発生する液化石油ガスは、「2111-018 液化石油ガス」を競合部門とする。

(品目例示) その他の石油製品：グリース、潤滑油、パラフィン、アスファルト、精製・混合用原料油、石油ガス、オイルコークス

(注 意 点) 平成 12 年表において、平成 7 年表の「2111-011 揮発油」を「ガソリン」に名称変更。

(対応する ISIC) 2320 石油精製業

列コード	行コード	部門名称
2121-01		石炭製品
	2121-011	コークス
	2121-019	その他の石炭製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 183「コークス製造業」及び細分類 1891「練炭・豆炭製造業」の生産活動を範囲とする。また、石炭ガスを冷却する過程で得られるコールタール及びコールタールと石炭ガスから直接抽出される粗ベンゾールが含まれる。

なお、他部門で発生するプラスチック屑の一部は、「2121-011 コークス」及び「2121-019 その他の石炭製品」を競合部門とする。また、他部門で副産物として発生する

高炉ガス、転炉ガス、電気炉ガスは、「2121-019 その他の石炭製品」を競合部門とする。

(品目例示) その他の石炭製品：練炭、豆炭、粗ベンゾール、コールタール、コークス炉ガス
(対応する ISIC) 1010 無煙炭鉱業・固形燃料製造業
1020 亜炭鉱業・固形燃料製造業
2310 コークス炉製品製造業

列コード	行コード	部門名称
2121-02	2121-021	舗装材料

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 184「舗装材料製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) アスファルト舗装混合材、タール舗装混合材

(対応する ISIC) 2310 コークス炉製品製造業

6 プラスチック・ゴム製品、皮革製品、窯業・土石製品

列コード	行コード	部門名称
2211-01		プラスチック製品
	2211-011	プラスチックフィルム・シート
	2211-012	プラスチック板・管・棒
	2211-013	プラスチック発泡製品
	2211-014	工業用プラスチック製品
	2211-015	強化プラスチック製品
	2211-016	プラスチック製容器
	2211-017	プラスチック製日用雑貨・食卓用品
	2211-019	その他のプラスチック製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類 19「プラスチック製品製造業(別掲を除く)」の生産活動を範囲とする。

なお、他部門で発生するプラスチック屑の一部は、「2211-019 その他のプラスチック製品」を競合部門とする。

(品目例示) プラスチックフィルム・シート：プラスチックフィルム、プラスチックシート、プラスチック床材、合成皮革、プラスチックフィルム・シート・床材加工品、合成皮革加工品

プラスチック板・管・棒：プラスチック製平板・波板・積層品・化粧板・棒、プラ

びにゴムタイヤ再生業

スチック硬質管、プラスチックホース、プラスチック継手、雨どい、その他のプラスチック異形押出製品、プラスチック板・管・棒・継手・異形押出製品の加工品

プラスチック発泡製品：ポリウレタンフォーム、ポリエチレンフォーム、塩化ビニルフォーム、ポリスチレンフォーム、ポリスチレンペーパー、板状発泡製品

工業用プラスチック製品：輸送機械用プラスチック製品(バンパー、ダッシュボード、ホイールキャップ等)、電気機械器具用プラスチック製品(TVキャビネット、掃除機ボデー、冷蔵庫内装品等)、その他の工業用プラスチック製品、工業用プラスチック製品の加工品

強化プラスチック製品：強化プラスチック製板・棒・管・継手、強化プラスチック製容器・浴槽・浄化槽、強化プラスチック製保安帽・がい子・橋脚・コンテナ等、発泡・強化プラスチック製品の加工品

プラスチック製容器：プラスチック製灯油缶、工業用薬品缶、洗剤・シャンプー用容器、ビールコンテナ、農林水産用コンテナ、ごみ箱

プラスチック製日用雑貨・食卓用品：プラスチック製のまな板、ボール、食器、盆等の台所・食卓用品、雑貨、浴室用品

その他のプラスチック製品：プラスチック成形材料、廃プラスチック製品(くい、棚、漁礁等)、結束テープ、プラスチック製の絶縁テープ、時計ガラス、止水板、人工芝プラスチック製品の加工品(他に分類されないもの)

(対応する ISIC) 2520 プラスチック製品製造業

列コード	行コード	部門名称
2311-01	2311-011	タイヤ・チューブ

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 201「タイヤ・チューブ製造業」及び細分類 2094「更生タイヤ製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 自動車用タイヤ・チューブ、航空機用タイヤ・チューブ、自転車用タイヤ・チューブ、運搬車用タイヤ・チューブ、ソリッドタイヤ、更生タイヤ

(対応する ISIC) 2511 ゴムタイヤ及びチューブ製造業並

列コード	行コード	部門名称
2319-01	2319-011	ゴム製履物

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2021「ゴム製履物・同附属品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 地下足袋、ゴム底布靴、総ゴム靴、ゴム草履・スリッパ(スポンジ製のものを含む)、ゴム製の履物用品(ゴム底、ゴムかかと、草履底、甲等)

(対応する ISIC) 1920 履物製造業

列コード	行コード	部門名称
2319-02	2319-021	プラスチック製履物

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2022「プラスチック製履物・同附属品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) プラスチック製靴(合成皮革製靴、プラスチック成形靴など)、プラスチック製サンダル・スリッパ・草履、プラスチック製運動靴、プラスチック製の履物付属品

(対応する ISIC) 1920 履物製造業

列コード	行コード	部門名称
2319-09	2319-099	その他のゴム製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 203「ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業」、細分類 2091「ゴム引布・同製品製造業」、2092「医療・衛生用ゴム製品製造業」、2093「ゴム練生地製造業」、2095「再生ゴム製造業」及び2099「他に分類されないゴム製品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) コンベアゴムベルト、平ベルト、Vベルト(ファンベルトを含む)、ゴムホース、工業用ゴム製品(防振ゴム、ゴム製パッキン等)、ゴム引布、ゴム引布製品(エアーマットレス等)、医療・衛生用ゴム製品(乳首、水まくら、氷のう、手術用手袋、避妊用具等)、ゴム練生地、再生ゴム、その他のゴム製品(フォーラムラバー、ゴム手袋(医療用

を除く)、消しゴム、ゴムバンド)
 (対応する ISIC) 2519 その他のゴム製品製造業

列コード	行コード	部門名称
2411-01	2411-011	革製履物

(担当府省庁) 経済産業省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 213「革製履物用材料・同附属品製造業」及び 214「革製履物製造業」の生産活動を範囲とする。
 (品目例示) 紳士用革靴(23cm以上)、婦人用・子供用革靴、運動用革靴(登山靴、スケート靴、ゴルフ靴等)、作業用革靴(保安靴、帯電靴等)、革製草履・スリッパ・サンダル、革製の履物用材料・同附属品(甲、靴底、かかと)
 (対応する ISIC) 1920 履物製造業

列コード	行コード	部門名称
2412-01	2412-011	製革・毛皮

(担当府省庁) 経済産業省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 211「なめし革製造業」及び 218「毛皮製造業」の生産活動を範囲とする。
 (品目例示) 成牛甲革、中小牛甲革、牛皮革、牛ぬめ革、その他の牛革、馬革、豚革、山羊・めん羊革、その他のなめし革(わに革、とかげ革、へび革等)、毛皮(調整済で完成品でないもの)
 (注意点) 毛皮製衣服、なめし革製衣服及び毛皮製身の回り品(コート、えり巻、毛皮装飾品等)は、「1522-09、-099 その他の衣服・身の回り品」に含まれる。
 (対応する ISIC) 1820 毛皮仕上げ及び染色業並びに毛皮製衣服製造業
 1911 皮なめし及び仕上げ業

列コード	行コード	部門名称
2412-02	2412-021	かばん・袋物・その他の革製品

(担当府省庁) 経済産業省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 212「工業用革製品製造業(手袋を除く)」、215「革製手袋製造業」、216「かばん製造業」、217「袋物製造業」及び 219「その他のなめし革製品製造業」の生産活動を範囲とする。
 (品目例示) 工業用革製品(工業用革ベルト、革製パッ

キン、ガスケツト)、革製手袋(合成皮革製を含む)(衣服用、作業用、スポーツ用)、かばん(材料のいかんを問わない)(なめし革製旅行かばん、なめし革製書類入れかばん・学生かばん・ランドセル、プラスチック製かばん、合成皮革製ケース等)、袋物(札入れ、財布、ショッピングバッグ等)、ハンドバッグ(材料のいかんを問わない)、その他の革製品(服装用革ベルト、馬具、むち、腕時計用革バンド等)

(注意点) 革製の運動用具(グローブ等)は、「3911-02、-021 運動用品」に、なめし革衣服は、「1522-09、-099 その他の衣服・身の回り品」にそれぞれ含まれる。

(対応する ISIC) 1912 手荷物かばん、ハンドバッグ及び馬具類製造業

列コード	行コード	部門名称
2511-01		板ガラス・安全ガラス
	2511-011	板ガラス
	2511-012	安全ガラス・複層ガラス

(担当府省庁) 経済産業省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2211「板ガラス製造業」、2212「板ガラス加工業」の生産活動を範囲とする。
 (品目例示) 普通板ガラス、変り板ガラス、みがき板ガラス、合わせガラス、強化ガラス、複層ガラス、すりガラス、曲げガラス、鏡
 (対応する ISIC) 2610 ガラス及びガラス製品製造業

列コード	行コード	部門名称
2512-01	2512-011	ガラス繊維・同製品

(担当府省庁) 経済産業省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2217「ガラス繊維・同製品製造業」の生産活動を範囲とする。
 (品目例示) ガラス短繊維フェルト、ガラス短繊維ボード、ガラス短繊維筒、ガラス長繊維ローピング、ガラス長繊維チョップドストランド、ガラス長繊維糸、ガラス長繊維布、ガラス長繊維マット、光ファイバ(素線)
 (対応する ISIC) 2610 ガラス及びガラス製品製造業

列コード	行コード	部門名称
2519-09		その他のガラス製品
	2519-091	ガラス製加工素材
	2519-099	その他のガラス製品 (除別掲)

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2213「ガラス製加工素材製造業」、2214「ガラス容器製造業」、2215「理化学用・医療用ガラス器具製造業」、2216「卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業」及び2219「その他のガラス・同製品製造業」の生産活動を範囲とする。

なお、他部門で発生する屑・副産物(ガラスびん)は本部門を競合部門とする。

(品目例示) ガラス製加工素材: 光学ガラス素地(眼鏡用を含む)、電球類用ガラスバルブ、電子管用ガラスバルブ、ガラス管・棒・球(電気用を除く)、電子機器用基盤ガラス

その他のガラス製品(除別掲): ガラス容器(飲料用容器、食料用・調味料用容器、化粧品瓶、インキ瓶等)、理化学用・医療用ガラス器具(フラスコ、ビーカー、試験管、アンプル、薬瓶等)、卓上用ガラス器具、ガラス製台所用品・食卓用品、その他のガラス製品(魔法瓶用ガラス製中瓶、照明・信号用ガラス製品、ガラスブロック、ガラススタイル等)

(対応する ISIC) 2610 ガラス及びガラス製品製造業

列コード	行コード	部門名称
2521-01	2521-011	セメント

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2221「セメント製造業」の生産活動を範囲とする。

なお、セメントクリンカは半製品扱いとする。

(品目例示) ポルトランドセメント、フライアッシュセメント、高炉セメント、白色ポルトランドセメント

(対応する ISIC) 2694 セメント、石灰及び石膏製造業

列コード	行コード	部門名称
2522-01	2522-011	生コンクリート

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2222「生コンクリート製造業」の生産活動を範囲とする。
(対応する ISIC) 2695 コンクリート製品、セメント製品及び石膏製品製造業

列コード	行コード	部門名称
2523-01	2523-011	セメント製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2223「コンクリート製品製造業」及び2229「その他のセメント製品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) コンクリート系パネル、遠心力鉄筋コンクリート管・柱・くい、普通コンクリート管、空洞コンクリートブロック、土木用コンクリートブロック、道路用コンクリート製品、プレストレストコンクリート製品、テラゾー製品、石綿セメント板、波形石綿スレート、その他のセメント製品(セメント瓦、厚形スレート、木材セメント製品、気泡コンクリート製品等)

(対応する ISIC) 2695 コンクリート製品、セメント製品及び石膏製品製造業

列コード	行コード	部門名称
2531-01		陶磁器
	2531-011	建設用陶磁器
	2531-012	工業用陶磁器
	2531-013	日用陶磁器

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 224「陶磁器・同関連製品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 建設用陶磁器: 衛生陶器(浴槽、洗面手洗器、便器等)、タイル(モザイクタイル、内装タイル)

工業用陶磁器: 電気用陶磁器(がい子、がい管、電気用特殊陶磁器、ファインセラミックス製 IC 基板・パッケージ(焼結し放しのもの等)、理化学・工業用陶磁器、理化学・工業用ファインセラミックス(焼結し放しのもの)

日用陶磁器: 陶磁器製和・洋飲食器、陶磁器製台所・調理用品、陶磁器製置物、陶磁器絵付品、陶磁器用はい土

(対応する ISIC) 2691 非建設用非耐火性窯業製品製造業
2693 建設用非耐火性粘土・セラミック製品製造業

列コード	行コード	部門名称
2599-01	2599-011	耐火物

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 225「耐火物製造業」の生産活動を範囲とする。
(品目例示) 耐火れんが、不定形耐火物(耐火モルタル、キャストブル耐火物等)、人造耐火材(マグネシアクリンカー、合成ムライト等)、その他の耐火物(粘土質るつぽを含む)
(対応する ISIC) 2692 耐火性窯業製品製造業

列コード	行コード	部門名称
2599-02	2599-021	その他の建設用土石製品

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 223「建設用粘土製品製造業(陶磁器製を除く)」及び細分類 2296「石こう(膏)製品製造業」の生産活動を範囲とする。
(品目例示) 石膏ボード、化粧石膏ボード、ラスボード、シーリング石膏ボード、強化石膏ボード、石膏プラスタ、焼石こう、粘土瓦(いぶしかわら、うわ薬かわら、塩焼かわら)、普通れんが、陶管
(対応する ISIC) 2694 セメント、石灰及び石膏製造業
2695 コンクリート製品、セメント製品及び石膏製品製造業

列コード	行コード	部門名称
2599-03	2599-031	炭素・黒鉛製品

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 226「炭素・黒鉛製品製造業」の生産活動を範囲とする。
(品目例示) 電極(人造黒鉛電極、電解板、炭素電極、連続自焼式電極ペースト)、炭素繊維、炭素棒(ガウジング用、電池用等)、ブラシ(人造黒鉛質、金属黒鉛質等)、黒鉛るつぽ、特殊炭素製品
(対応する ISIC) 2699 他に分類されないその他の非金属鉱物製品製造業

列コード	行コード	部門名称
2599-04	2599-041	研磨材

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 227「研磨材・同製品製造業」の生産活動を範囲とする。
(品目例示) 天然研磨材、人造研磨材、研削と石、研磨布紙
(対応する ISIC) 2699 他に分類されないその他の非金属鉱物製品製造業

列コード	行コード	部門名称
2599-09	2599-099	その他の窯業・土石製品

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2282「人工骨材製造業」、2283「石工品製造業」、2284「けいそう土・同製品製造業」、2285「鉱物・土石粉碎等処理業」、2291「ほうろう鉄器製造業」、2292「七宝製品製造業」、2293「人造宝石製造業」、2294「ロックウール・同製品製造業」、2295「石棉製品製造業」、2297「石灰製造業」、2298「鋳型製造業(中子を含む)」及び 2299「他に分類されない窯業・土石製品製造業」の生産活動を範囲とする。
(品目例示) ジョイント・シート、プレークライニング、ほうろう鉄器(台所・食卓用ほうろう鉄器、ほうろう製衛生用品等・食卓用ほうろう鉄器、ほうろう製衛生用品等)、石灰(生石灰、消石灰、軽質炭酸カルシウム等)、その他の土石製品(人工骨材、石工品、けいそう土・同製品、鉱物・土石粉碎・その他の処理品)、七宝製品、人造宝石、ロックウール・同製品、鋳型、その他の窯業・土石製品(うわ薬、雲母板等)
(対応する ISIC) 2696 石材切り出し、型削・磨き業
2699 他に分類されないその他の非金属鉱物製品製造業

7 鉄鋼、非鉄金属、金属製品

列コード	行コード	部門名称
2611-01	2611-011	銑鉄

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類 23「鉄鋼業」のうち、高炉銑及び高炉によらない銑鉄の